

宅地造成等に関する 工事検査要領

令和7年5月

大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

宅地造成等に関する工事検査要領

(趣 旨)

第一条 この検査要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に関する工事の検査の実施について必要な事項を定める。

(検査員)

第二条 検査を実施するため、都市・まちづくり推進課に検査員を置くものとする。

2 検査員は、都市・まちづくり推進課の職員（土木技術職員係長級以上）とする。

(検査員の補助)

第三条 当該工事の審査者等は、検査員の補助を行うものとする。

(検査の立会人)

第四条 立会人は、工事主及び設計者並びに工事施行者（それぞれ代理人をもって代えることができる。以下「工事主等」という。）とし、検査に立会うこととする。

2 立会人は、検査員から当該工事の内容について意見を求められた場合には、答えなければならない。

(検査の種類)

第五条 検査の種類は、完了検査、確認、中間検査（以下「検査等」という。）とし、次の各号に掲げるものとする。

一 完了検査は、法第十七条第一項、第三十六条第一項の規定に基づく検査とする。なお、中間検査において政令で定める工程（以下「特定工程」という。）に係る工事が法第十三条第一項の規定に適合することを認められた場合においては、特定工程に係る部分の検査をすることを要しない。

二 確認は、法第十七条第四項、第三十六条第四項の規定に基づく検査とする。

三 中間検査は、法第十八条第一項、第三十七条第一項の規定に基づく検査とする。

(検査等の方法)

第六条 検査等は、当該工事が法第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて判定するもので、工事主等の立会のうえ、現地検査により行うものとする。ただし、現地検査が困難な場合には、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

一 遠隔臨場による検査

二 書類による検査

(検査等の内容)

第七条 検査等は、当該工事が法第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、申請書類等と照合して行うほか、別表第一から第三に規定する検査基準及びチェックリストに基づき行うものとする。当該検査基準に定めがない事項については、大分県建設工事検査基準を準用して行うものとする。

- 2 出来形の検査は、実測又は写真による判定にて行うものとし、施工管理及び品質管理の状況の検査は、工事主が撮影した写真及び材料メーカー等から工事主に提出された品質証明書等にて行うものとする。
- 3 完了検査又は確認を実施するときは、必要に応じて下記の事項についても工事内容、出来形等の裏付けとして確認するものとする。
 - 一 施工法の適否
 - 二 工程管理の状況
 - 三 現場の整理及び安全管理の状況
 - 四 提出資料等の整備状況
 - 五 通行車、通行人、周辺住民等に対する安全確保の処理
 - 六 その他検査員が必要と認めるもの

(工事記録写真)

第八条 工事主は、工事の記録として、各工事の施工段階及び工事完成後の不可視部の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影するものとする。内容については、別表第二のとおりとする。

- 2 工事主は、構造物の写真撮影をするときは、布テープ・箱尺等の測定器具を用い、構造物の寸法が明確に読み取れるようにする。また、写真は全体的な撮影とし、局部的な写真のみを撮らないよう注意する。なお、写真撮影をした箇所が明示された平面図を添付する。

(検査の報告)

第九条 検査員は、検査等を実施したときは、その結果を別表第四の検査調書により、都市・まちづくり推進課長へ速やかに報告するものとする。

(検査の指示)

第十条 検査員は、適正な検査を行うため必要な事項について、工事主に対して指示をすることができる。

- 2 検査員は、当該工事について工事の出来形又は材料等が許可した内容に相違する場合、又は不適合と認められる箇所がある場合には、工事主に対して書面により指示するものとする。

(違反に対する措置)

第十一条 法第二十条、第三十九条に規定する違反事項がある場合は、同条に規定する必要な措置を講じるものとし、その措置が完了したのち、あらためて検査等を行うもの

とする。

(検査済証等の交付)

第十二条 知事は、完了検査の結果、工事が法第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、検査済証を工事主に交付するものとする。

2 知事は、確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、確認済証を工事主に交付するものとする。

3 知事は、中間検査の結果、特定工程に係る工事が法第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、中間検査合格証を工事主に交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表第一 検査基準（確認事項）

項目	内容
位置	許可工事に係る位置が申請どおりであるか確認する。
面積	許可工事に係る面積は申請どおりであるか確認する。
許可条件	適切に遵守されているか確認する。
盛土及び切土	寸法、締固め、段切り等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか確認する。
鉄筋コンクリート造等擁壁、練積み造擁壁、崖面崩壊防止施設	使用材料、規格・寸法、勾配、根入れ、目地、隅角部の補強、埋戻し等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか確認する。 ※変状（はらみ・沈下・クラック等）・破損の有無等についても確認し、検査員が必要と認めた場合には、注水試験又はテストハンマーによる強度試験を行う。
裏込め材、水抜き穴	使用材料、規格・寸法、水抜き穴の数量・配置等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか確認する。 ※目詰まりの有無等についても確認する。
法面保護	使用材料、規格・寸法等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか確認する。 ※変状（はらみ・クラック・侵食等）の有無等についても確認する。
排水工	使用材料、規格・寸法、勾配、周辺施設等との取付け・すりつけ状況、埋戻し等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか確認する。 ※破損の有無等についても確認する。
防災措置	調整池等が許可申請書類に基づき適切に実施されているか確認する。

別表第二 写真管理基準

対象	内容	備考
全景	工事着手前の写真 工事完了後の写真	<p>構造物の寸法測定写真撮影の時は、すべてスタッフ・ポール等の測定器具をあて、構造物等の寸法を明確に読みとることができるようにすること。また、撮影頻度は局所的にならないように、概ね20m毎に位置表示して撮影すること。</p>
鉄筋コンクリート造等擁壁	丁張、床堀（根入れ深さが判読できること。） 基礎砕石等 底版配筋 縦壁配筋 躯体出来形寸法 隅角部補強 止水板 透水層	
練積み造擁壁	丁張、床堀（根入れ深さが判読できること。） 基礎砕石等 裏込コンクリートの厚さ 隅角部補強 止水板 透水層	
崖面崩壊防止施設	丁張、床堀（根入れ深さが判読できること。） 躯体出来形寸法 止水板 透水層	
その他	盛土の段切り施工 盛土内排水層 のり面保護工 地下排水工 地盤改良工 標準的な断面	

別表第三 検査チェックリスト

検査項目	チェック欄	備考
第1：位置		
位置	良・否	
第2：面積		
面積	良・否	
第3：盛土及び切土		
寸法、勾配	良・否	
敷均し・締固め	良・否	
段切り	良・否	
変状	良・否	
第4：擁壁、崖面崩壊防止施設		
使用材料	良・否	
寸法、勾配	良・否	
根入れ	良・否	
目地	良・否	
隅角部の補強	良・否	
埋め戻し	良・否	
変状	良・否	
破損	良・否	
第5：裏込め材、水抜き穴		
使用材料	良・否	
寸法	良・否	
配置	良・否	
第6：法面保護		
使用材料	良・否	
寸法	良・否	
変状	良・否	
第7：排水工		
使用材料	良・否	
寸法、勾配	良・否	
目地	良・否	
取付け・すりつけ	良・否	

埋戻し	良・否	
変状	良・否	
破損	良・否	
第8：防災措置		
調整池	良・否	
外周施設	良・否	

